○柳井地域広域水道企業団事務専決規程

平成５年４月１日
管理規程第６号

（趣旨）

第１条　この規程は、企業長の権限に属する事務を迅速に処理するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）決裁　企業長又は事務局長及び課長（以下「専決者」という。）が事務の処理について意志決定をすることをいう。

（２）専決　専決者がこの規程により定められた責任範囲の事務について決裁することをいう。

（３）検討　起案された事項についてその適否を審査し、必要に応じて修正又は意見を付して上司の決裁を受けることをいう。

（４）合議　起案された事項について事前に協議して調整を行い、又は調整が整わないときは意見を付して、上司の決裁を受けることをいう。

（５）回議書　決裁又は供覧するすべての文書をいう。

（決裁区分）

第３条　事務の決裁区分は、次のとおりとする。

（１）企業長の決裁するもの　Ａ

（２）事務局長の専決するもの　Ｂ

（３）課長の専決するもの　Ｃ

２　回議書には、前項の決裁区分に従って該当する標示を朱書しなければならない。決裁区分の明らかでないものは、事務局長が決定する。

（専決事項）

第４条　専決者の専決事項は、別表のとおりとする。

２　別表に掲げられていない事項についても、専決者において事務の内容がそれぞれの専決事項とされているものと重要度が同程度と推定できるものは、この規程に準じて処理することができる。

３　前２項に規定するもののほか、水道事業等の業務処理については、柳井市事務専決規程（平成１７年柳井市訓令第８号）の規定を準用する。この場合において、「市長」又は「副市長」とあるのは「企業長」と、「総務部長」又は「主管部長」とあるのは「事務局長」と、「主管課長及び室長」とあるのは「課長」と読み替える。

（専決事項の制限）

第５条　前条の規定による専決事項であっても、次に掲げる事項については、企業長の決裁を受けなければならない。

（１）法令又は条例等に定める公表その他住民に対する重要事項の伝達に関するもの

（２）重要若しくは異例又は先例となるもの

（３）この規程の解釈上疑義があるもの

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月１２日管理規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の柳井地域広域水道企業団事務専決規程の規定は、平成１４年度以降分の事務について適用し、平成１３年度分の事務については、なお従前の例による。

附　則（平成１５年９月１０日管理規程第２号）

この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２１日管理規程第１号）

この規程は、平成１７年２月２１日から施行する。

附　則（平成２３年５月３０日管理規程第２号）

この規程は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日管理規程第１７号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。